

恵庭市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月9日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第31号

恵庭市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

恵庭市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則（昭和48年規則第18号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条～第1条の4（略） （条例第3条第2項第3号及び第4号に規定する所得の額等） 第2条（略） 2（略） 3 条例第3条第2項第4号アからエまでに規定する所得の額は、前年の所得とし、児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第2条の4第7項に定める額とする。この場合において、当該所得の範囲は、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第9条第2項並びに児童扶養手当法施行令第2条の4第6項及び第3条第1項の規定によるものとし、当該所得の額の計算方法は、同令第4条第1項及び第2項の規定によるものとする。 第2条の2～第10条（略）	第1条～第1条の4（略） （条例第3条第2項第3号及び第4号に規定する所得の額等） 第2条（略） 2（略） 3 条例第3条第2項第4号アからエまでに規定する所得の額は、前年の所得とし、児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第2条の4第6項に定める額とする。この場合において、当該所得の範囲は、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第9条第2項並びに児童扶養手当法施行令第2条の4第5項及び第3条第1項の規定によるものとし、当該所得の額の計算方法は、同令第4条第1項及び第2項の規定によるものとする。 第2条の2～第10条（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。